

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月10日

高崎市長 富岡 賢治 殿

提出者

住 所 群馬県高崎市保渡田町2174番地1

氏 名 三益半導体工業株式会社

代表取締役社長 細谷 信明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

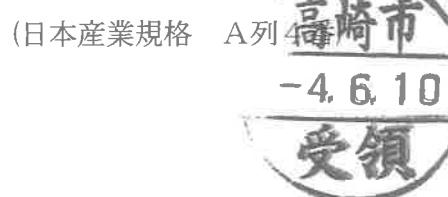
電話番号 027-372-3993

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三益半導体工業株式会社 半導体事業部 上郊工場
事業場の所在地	群馬県高崎市保渡田町2174番地1
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

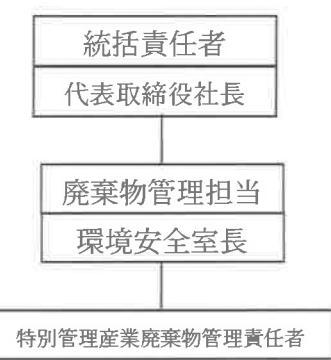
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E29 電気機械器具製造業
②事業の規模	850億円(令和3年度5月決算)
③従業員数	1,058名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃油 → 焼却(委託) → 路盤材(委託)</p> <p>廃酸 → 中和(委託) → 鉱物資源(委託)</p> <p>廃アルカリ → 中和(委託) → 鉱物資源(委託)</p>



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



- ・産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認
- ・産業廃棄物の処理方針の策定
- ・廃棄物処理計画の作成
- ・処理業者の選定、委託契約の締結
- ・作業現場の廃棄物の管理
- ・電子マニフェストの運用管理

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 【前年度（令和3年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
排 出 量	0 t	262 t	1,252 t

## ① 現状

## (これまでに実施した取組)

- ・環境マネジメントシステムが改善活動を行い、廃酸で排出する洗浄薬品量の削減を実施。
- ・再利用可能なアルカリ廃液の有価物化を行い、廃アルカリの排出量の削減を実施。

## 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
排 出 量	0 t	249 t	1,190 t

## ②計画

## (今後実施する予定の取組)

- ・上記事項の継続。
- ・生産量は増加傾向

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

## (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## ①現状

- ・廃液薬品の濃度に応じた分別回収を行い、有効な再生利用を実施。

## (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## ②計画

- ・上記事項の継続。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も実施の予定はない。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後も実施の予定はない。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	
	(これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に実施していない。</li> </ul>			
		【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	
	(今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も実施の予定はない。</li> </ul>			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	
	全処理委託量	0 t	262 t	1,252 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	262 t	1,252 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	262 t	1,252 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、現地視察、書面による契約を実施している。</li> </ul>			

## (第5面)

		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ			
②計画		全処理委託量	0 t	249 t	1,190 t			
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	249 t	1,190 t			
		再生利用業者への処理委託量	0 t	249 t	1,190 t			
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t			
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t			
(今後実施する予定の取組)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> <li>・優良認定処理業者から選定する。</li> </ul>								
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和3年度）実績】						
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1,514 t					
(今後実施する予定の取組)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、全廃棄物において電子マニフェストで運用管理を実施する。</li> </ul>								
※事務処理欄								

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。